

令和8年度政府所有米穀の販売等業務委託契約に基づき実施状況の確認業務を行う第三者機関の公募について

株式会社神明
代表取締役社長 藤尾 益雄

令和8年度の政府所有米穀の販売等業務委託契約（以下「委託契約」という。）に基づき、受託事業体は、保管業務、運送業務、カビ確認等作業業務、とう精業務、備蓄用精米加工業務、備蓄用アルファ化米加工業務及び廃棄物（販売することができない米穀）の処理業務が適正に実施されているかの実施状況の確認（以下「確認業務」という）について、受託事業体が第三者機関に委託して実施することとなっております。

つきましては、確認業務を行う第三者機関を以下のとおり公募しておりますので、希望があれば、下記の内容をご了知の上、公募に参加願います。

記

1. 公募のお知らせ
2. 令和8年度政府所有米穀の販売等業務に関する実施状況の確認業務請負契約書（案）
3. 本件に関する問い合わせ先

提出場所 〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 16-15 神明ビル 4 階
株式会社神明 米穀事業本部 農産部
電話番号 03-3666-3506 担当者 中尾、久保田

以上

公募のお知らせ

株式会社神明 代表取締役社長 藤尾 益雄

この度、下記により、令和8年度政府所有米穀の販売等業務に関する実施状況の確認業務を行う第三者機関の公募を行うので、希望があれば下記を了知の上、応募されたい。

記

1 公募に付する事項

- (1) 件名 令和8年度政府所有米穀の販売等業務に関する実施状況の確認業務を行う第三者機関（以下「第三者機関」という。）
- (2) 仕様 確認業務仕様書のとおり。
- (3) 履行期限 令和9年6月30日（水）
- (4) 実施場所 確認業務計画による。

2 第三者機関の選定要件について

第三者機関の公募に応募する候補者の資格を有する者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 食料安定供給特別会計（食糧管理勘定）に係る物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成23年9月1日付け23生産第4315号生産局長通知）に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 次のいずれかの要件を満たす公正かつ中立な機関（政府所有米穀の販売等業務の契約の相手方である受託事業体及び受託事業体が再委託（再委託以降を含む。）する確認業務の確認対象となる業務実施者を除く。）であること。
 - ① 港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第4条の規定により国土交通大臣から検量・鑑定・検数事業の許可を受けた者
 - ② 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第33条の規定により厚生労働大臣から登録を受けた者
 - ③ 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）第13条の規定により同法第4条第1項の厚生労働大臣及び農林水産大臣の指定を受けた者
- (6) 次の要件を満たす組織及び実務経験を有していること。
 - ① 次に掲げる区域内に、確認業務を行う第三者機関の事務所等が少なくとも1か所あり、当該事務所に、常時、確認業務に従事可能な職員が2名以上在籍していること。

応募番号	区域	都道府県名
1	北海道	北海道
2	東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
3	関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静

		岡
4	北陸・東海	新潟、富山、石川、福井、愛知、三重、岐阜
5	近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
6	中国・四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
7	九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

② 過去に、類似の実地確認又は法人監査業務等の経験を有している職員を①の事務所等ごとに常時配置していること。

3 確認業務単価の見積方法

政府所有米穀の販売等業務に関する確認業務請負契約書付録に定める確認業務の実施経費を積算の上、業務実施者の区別の業務単価を、2の(6)の①に掲げる応募番号(区域)ごとに、別紙様式の見積書に記載すること。

なお、契約締結に当たっては、見積書に記載された業務実施者の区別の単価をもって契約単価とするので、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約単価の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

4 提出書類、提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出書類 提出書類作成要領に定める書類
- (2) 提出場所 〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町16-15 神明ビル4階
株式会社神明 米穀事業本部 農産部
電話番号 03-3666-3506 担当者 中尾、久保田
- (3) 提出期限 令和8年6月5日(金)15時
- (4) 提出方法 書留等配達記録が確実に残る方法による郵送等で、提出期限までに必着させること。ただし、郵送等によることが困難な場合は、あらかじめ連絡した上で持参すること。

5 令和8年度確認業務計画を交付する対象者、交付方法及び日時

- (1) 対象者 公募に参加する資格を有する者であって、かつ、公募に参加する意志を有する者とする。
- (2) 交付方法 電子メールでの送信のみとする。
- (3) 日時 令和8年6月1日(月)～令和8年6月5日(金)午前10時～午後3時
※ 上記期限内に電子メールアドレスを4の担当者に報告するものとする。

6 第三者機関の選定

令和8年度政府所有米穀の販売等業務仕様書第6章第8節第4の2の規定に基づき、農林水産省農産局長が、履行能力、資力、信用、単価の適正性等の評価を行い、2の(6)の①に掲げる応募番号(区域)ごとに、第三者機関の選定を行う。

7 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書(別添1)を作成するものとする。

8 第三者機関の決定方法

6の農林水産省農産局長の選定結果に基づき、第三者機関の決定を行う。

9 問い合わせ先

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 16-15 神明ビル 4階
株式会社神明 米穀事業本部 農産部
電話番号 03-3666-3506 担当者 中尾、久保田

(別紙様式)

見 積 書

令和 8 年 6 月 日

殿

住 所
会 社 名
代表者名

令和 8 年度政府所有米穀の販売等業務に関する実施状況の確認業務に要する業務実施者の
区分別の実施経費【応募番号（区域） ※複数記載
可】

1 保管業者に対する確認業務単価	円 / 1 件
2 運送業者に対する確認業務単価	円 / 1 件
3 かび確認等作業実施業者に対する確認業務単価	円 / 1 件
4 とう精業者に対する確認業務単価	円 / 1 件
5 備蓄用精米加工業者に対する確認業務単価	円 / 1 件
6 備蓄用アルファ化米加工業者に対する確認業務単価	円 / 1 件
7 食用不適米穀に対する廃棄立会等業務単価 (立会確認日ごとに 1 件とする)	円 / 1 件

上記金額のとおり、公募のお知らせ、令和 8 年度確認業務計画、政府所有米穀の販売等業務に関する実施状況の確認業務請負契約書等を承諾の上、見積いたします。

- (注) 1 提出年月日は必ず記載すること。
- 2 見積金額の記入に当たっては、応募者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約単価の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること（見積書に記載された業務単価に当該金額の 100 分の 10 相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約単価とするため。）。
- 3 金額の訂正をしないこと。
- 4 用紙は、A 4 版とする。
- 5 見積に当たっては本様式を使用すること。
- 6 金額については、日本通貨とすること。

提出書類作成要領

(政府所有米穀の販売等業務に関する実施状況の確認業務を実施する第三者機関の公募)

本書は、政府所有米穀の販売等業務に関する実施状況の確認業務を実施する第三者機関の公募に当たり、応募に必要な資料の作成要領を取りまとめたものである。

1. 応募者が提出すべき資料

この要領に基づき、応募者は、下表に示す資料を作成し、提出する。

(1) 販売等業務仕様書第6章第8節第4の1の評価の指標となる資料

資料名称	資料の内容
履行能力を示す資料	応募する区域ごとの事務所等の設置状況
〃	上記の事務所等における確認業務に従事可能な職員の状況
〃	類似の確認業務又は法人監査等業務の経験を有する職員の配置状況
〃	確認業務マニュアルを整備することを示す書類
資力・信用を示す資料	会社概要、定款、登記事項証明書、貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書
〃	予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であることの誓約書
〃	令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であることを証明する資格審査結果通知書の写し
〃	港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第4条の規定により国土交通大臣から検量・鑑定・検数事業の許可を受けた者又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）第33条の規定により厚生労働大臣の登録を受けた者又は食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時特措法（平成10年法律第59号）第13条の規定により同法第4条第1項の厚生労働大臣及び農林水産大臣の指定を受けた者であることを証明する書類の写し
単価の適正性を示す資料	単価を積算した資料
〃	類似の実地確認等業務を行った際の契約状況

(2) 販売等業務仕様書第6章第8節第4の2に基づく適性等の評価に関する資料

次の例に基づき評価を行うため、関連する資料を提出する。なお、(1)の資料と兼ねることができる。

資料名称	評価のポイント (例として)
組織及び業務職員の設置 又は配置状況を示す資料	<ul style="list-style-type: none">・応募する区域毎に、複数の事務所等が設置されている。・上記の事務所等毎に、確認業務に従事可能な数の職員が配置され、複数の確認業務を同日に実施可能なこと。・業務職員に不測の事態等が発生した場合に、補充職員の手配等のバックアップ体制を講じることができる。・確認対象事業者から独立して公平中立な確認業務ができる。
組織としての確認業務の 実施能力	<ul style="list-style-type: none">・過去5年以内に、確認業務に類似した調査等の業務を実施した経験の状況・確認業務の実効性を確保するために必要な連絡体制の状況・対外的な業者への指導監督等の業務経験の有無・他業者に対する認証資格審査等の業務経験の状況
業務職員への教育・研修 体制	<ul style="list-style-type: none">・過去5年以内に、対外的な業者の指導監督等を行うための内部研修実績の状況・専門的な知見を有する研修職員の確保の状況・効果的な研修開発への取組状況

2. 必要書類提出に当たっての留意事項

(1) 提出資料は、紙資料とともに電子媒体でも提出する。その際のファイル形式は、Ms-Word、Ms-PowerPoint、Ms-Excel 又は PDF 形式とする（これにより難しい場合は、問合せ先まで申し出ること。）

電子媒体については、ウイルス対策を施すこと。

(2) 提出資料の作成に当たり、質問等がある場合には、質問状（下記様式）に必要事項を記載の上、令和8年6月4日（木）午後3時までに下記の問合せ先まで提出すること。

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町16-15 神明ビル4階
株式会社神明 米穀事業本部 農産部
電話番号 03-3666-3506 担当者 中尾、久保田

(様式)

質 問 状

社 名			
住 所			
TEL		FAX	
質問者			
質問に関連する文書名及び頁			
質問内容			

令和8年度政府所有米穀の販売等業務に係る実施状況の確認業務委託契約書

〇〇〇〇株式会社（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、令和8年度政府所有米穀の販売等業務に係る実施状況の確認業務（以下「確認業務」という）の実施に関し、次のとおり委託契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、添付「令和8年度政府所有米穀の販売等業務に係る実施状況の確認業務に関する業務仕様書」（以下「確認業務仕様書」という）及び確認業務委員会が策定し、農林水産省農産局長が承認した令和8年度政府所有米穀の販売等業務の実施状況の確認業務に係る確認業務計画（以下「確認業務計画」という。）に基づき、確認業務を実施し、その結果及びその他関係する事項について甲に報告するものとする。

（契約の履行）

第2条 乙はこの契約、甲の指示に従い誠実に履行するものとする。

（契約の期間）

第3条 この契約の期間は、令和8年7月1日から令和9年9月30日までとする。

（確認業務の実施期間）

第4条 甲が乙に委託して実施する確認業務の実施期間については、令和8年7月1日から令和9年6月30日までの1年間とする。

（確認業務の実施）

第5条 乙は、確認業務を、確認業務委員会から指示を受けた確認業務計画に従って誠実に実施しなければならない。当該計画が変更された場合も同様とする。

- 乙が実施する確認業務の実施方法等は、農産局長が承認した確認項目（チェックリスト）、確認手法（業務の仕様）、業務実施者ごとの確認計画（時期・総件数）に基づき、確認業務仕様書に即して誠実に実施しなければならない。
- 本契約書及び確認業務仕様書において定めのない確認業務については、甲、乙確認業務委員会及び農林水産省と協議の上決定する。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、確認業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

(確認業務の報告)

- 第7条 乙は、確認業務を実施したときは、確認業務仕様書に基づき、政府所有米穀の販売等業務に係る実施状況の確認業務報告書（仕様書様式第1号。以下「確認業務報告書」という。）を作成し、確認実施月の翌月15日（当該日が休日の場合は、その直前の営業日とする。）までに、確認業務報告書の内容を政府所有米穀の販売等業務に係る実施状況の確認業務総括報告書（仕様書様式第2号）に取りまとめの上、確認業務に係る実地確認等業務事業者別のチェックリスト及び確認業務報告書とともに、甲に報告するものとする。
- 2 乙は、甲が確認業務報告書について質問するときは、誠意をもってこれに応じなければならないものとする。

(確認業務の検査)

- 第8条 甲は、前条第1項の報告を受けたときは、遅滞なく、当該確認業務が契約の内容に適合するものであるかどうかを当該報告書類及びその他関係書類により確認を行うものとする。
- 2 農林水産省が、確認業務について検査を行う場合や、必要な指示を甲に行った場合は、甲及び乙は、当該検査や指示に従うものとする。

(経費の請求及び支払)

- 第9条 乙は、確認業務を実施したときは、確認業務経費請求書（様式1）により、甲に対し確認業務に係る経費（以下「経費」という。）を請求するものとする。
- 2 甲が乙に支払う経費は、付録に定める政府所有米穀の販売等業務における業務実施者別の単価にそれぞれの業務実施者別の確認業務実施件数を乗じた額とする。
- 3 乙は、付録に定めるところによる経費を、確認業務実施月翌月15日までに取りまとめて甲に対して請求するものとする。支払い方法については、乙が指定する口座への振込払いとする。

(過受金の返金)

- 第10条 乙は、前条により支払いを受けた金額について過受金があった場合は、過受金を遅滞なく甲に返金しなければならない。

(危険負担)

- 第11条 第5条による確認業務の実施後に、当該確認業務の不誠実な履行を原

因として生じた事故による損害は、乙の負担とする。

(守秘義務)

第12条 乙は、この契約に関し知り得た一切の事項を他に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第13条 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができるものとする。

- (1) 正当な理由により、甲又は乙がこの契約の全部又は一部の解除を申し出たとき。
- (2) 乙がこの契約の条項に違反し、又は違反するおそれがあると甲が認めたとき。
- (3) 乙が正当な理由なくこの契約に基づく義務を履行することができないと甲が認めたとき。
- (4) この契約の履行に関し乙に不正行為があったとき。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他の経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を得る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(損害賠償金)

第14条 乙は、この契約の履行に際し、甲に損害を及ぼした場合には、甲の認定する損害額を甲に賠償しなければならない。ただし、乙が善良なる管理者の

注意を怠らなかつたことを立証したときは、この限りではない。

(協力義務)

第 15 条 乙は、甲が必要あると認めて、乙に対して業務の推進状況の照会、迅速な確認業務の実施又は報告の要請をしたときには、甲に協力するものとする。

(使用者の責任)

第 16 条 この契約中、乙の責任を要件とする事項について、乙とあるのは、乙の被用者を含むものとする。

(禁止事項)

第 17 条 乙は、本契約によって生ずる一切の権利、義務を甲の書面による承諾なくして第三者に譲渡してはならない。

(契約の改定)

第 18 条 この契約は、甲乙協議の上、改定することができるものとする。

(協議)

第 19 条 この契約及び法令に定めない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(紛争の解決)

第 20 条 この契約に関して甲乙間に紛争が生じたときは、その都度、甲及び乙が誠意ある協議を行い、その解決を図るものとする。

(合意管轄)

第 21 条 甲及び乙は、本契約に関する紛争が生じた場合、日本法に基づき、東京地方裁判所を第一審裁判所にすることに合意する。

本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲及び乙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

令和8年 月 日

甲 ○○○○○○○○○
○○○○株式会社
代表者 ○○○○

乙

付 録

1 委託対象

甲が乙に委託する業務は、甲が農林水産省農産局長との間で交わした「政府所有米穀の販売等業務委託契約」に基づく、政府所有米穀の販売等業務に係る実施状況の確認業務（以下「確認業務」という。）とする。

2 確認業務対象区域 ※乙と契約する区域のみ記載

区 域	都道府県名
北海道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
北陸・東海	新潟、富山、石川、福井、愛知、三重、岐阜
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国・四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

3 確認業務の実施経費

甲が乙に支払う確認業務の実施経費は、以下の業務実施者の区分別の単価に確認業務を実施した件数を乗じた額とする。

- (1) 保管業者に対する確認業務単価 円／1件
- (2) 運送業者に対する確認業務単価 円／1件
- (3) かび確認作業等実施業者に対する確認業務単価 円／1件
- (4) とう精業者に対する確認業務単価 円／1件
- (5) 備蓄用精米加工業者に対する確認業務単価 円／1件
- (6) 備蓄用アルファ化米加工業者に対する確認業務単価 円／1件
- (7) 食用不適米穀に対する廃棄立会等業務単価
(立会確認日ごとに1件とする) 円／1件

4 消費税及び地方消費税

上記の業務実施者の区分別の確認業務単価は、消費税及び地方消費税抜き

金額とし、支払期日には法定税率による消費税及び地方消費税を加算して決済するものとする。

5 支払期日

確認業務実施月末日締切 翌月末日支払

但し、支払日が金融機関休業日に当る場合は前営業日とする。

6 支払方法

全額現金払い（口座振込による）

7 銀行振込手数料

甲の負担とする。